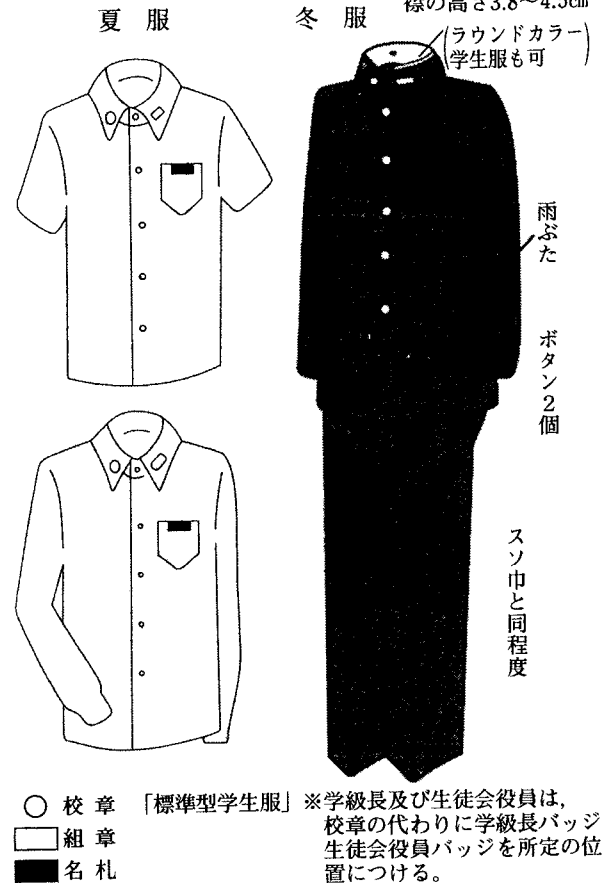


生徒心得

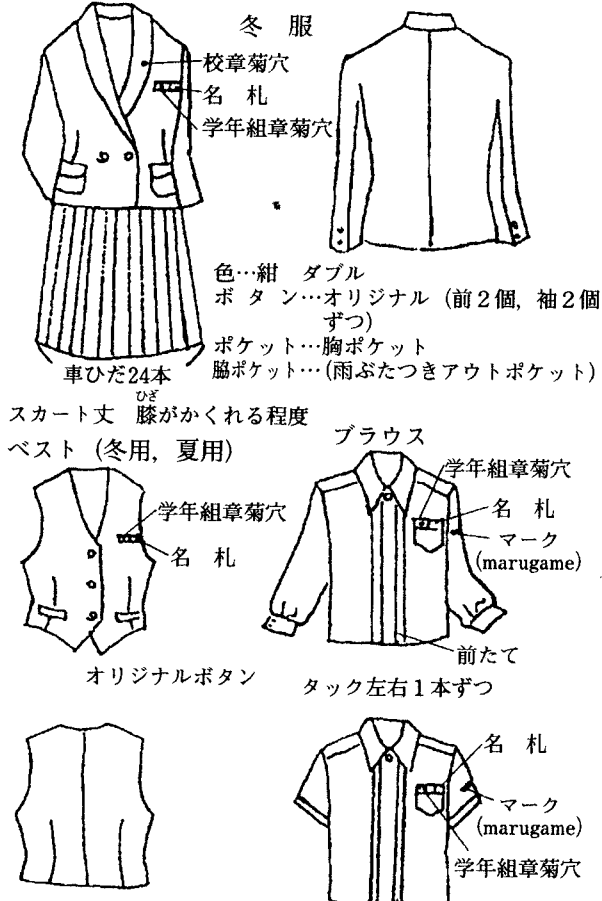
1 服 装

- (1) 制服は、別記に掲げるものとし、これに襟章（校章・組章・役員章）及び名札をつける。
- ① 男子は、「標準型学生服」マーク付きの黒色の詰襟学生服を着用する。ただし、夏季には、白色のカッターシャツ又は半そでシャツを着用する。
- ② 女子は、ブラウスの上に濃紺の制服を着用する（ベストの併用も認める）。ただし、夏季には、ブラウス又は半そでブラウスとし、ベストの着用も認める。移行期には、ブラウスの上にベストを着用する。
- ③ 女子のネクタイは、1年生は赤色・2年生は緑色・3年生は紺色の棒タイとする。
- ④ ジャンパー・コート類の着用は認めない。ただし、厳寒期（12～3月）で指定された期間には、女子は防寒用にコートを着用してもよい。コートは、紺色又は黒色の無地のもので、ベルトやフードのない、華美でない型に限り着用してもよい。（校内での着用は禁止する）
- ⑤ 女子は、厳寒期（12月～3月）で指示された期間には、濃紺無地のVネックセーター（ベストの代用として）と黒タイツを着用してもよい。ただし、黒タイツ着用時には黒色のソックスを着用すること。
- ⑥ マフラーは健康管理上、必要とする場合には着用を認めるが、登下校時のみとし華美でないものを使用する。（校内での着用は禁止する）

別記 男子制服



別記 女子制服



- (2) ソックスは、白色・黒色又は紺色のものを着用する（ワンポイントは可）。女子のストッキングはベージュ色のものを着用する。ルーズソックスは禁止とする。
- (3) 髪は、パーマメントをかけたり、染色、脱色はしない。また、特別な髪型にしたりしないで整髪し、清潔なものとする。女子の髪で両肩の線より長いものは黒又は紺色のゴム紐で束ねる。また、規定（黒・紺色の小型）の髪留め（通称：パッチン留め）を使用してもよい。
- (4) 靴は、白地を基調とした運動靴（靴ひもは白色）又は黒色の革靴とし、いずれも華美でなく、ヒールの低い短靴（踝が見えること）とする。
- (5) 通学かばんは、学生かばん、又は通学にふさわしい華美でないものとする。

2 生活規律

一般生活規律

- (1) 学校の内外を問わず常に礼儀正しくする。
- (2) どのような場合にも、飲酒又は喫煙はしない。
- (3) 理由のいかんを問わず、暴力行為又は脅迫行為はしない。
- (4) 物品の売買や不必要な金銭の貸借はしない。

校内生活規律

- (1) 学習環境の美化に努める。
- (2) 登校後は、放課後まで無断外出をしない。
- (3) 授業等に不必要なものを持参しない。
- (4) 試験のときは、厳正な態度で受験し、不正行為は絶対にしない。

- (5) 校内での政治的活動等（選挙運動、政治的活動、投票運動等）は原則禁止する。

校外生活規律

- (1) パチンコ店、マージャンクラブ、飲酒店等、高校生としての安全と風紀に問題のある場所へは出入りしない。
- (2) 午後11時から午前4時までの間は、保護者同伴であっても、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、まんが喫茶、映画館、ボウリング場等の娯楽場へは出入りしない。
- (3) 外出の際は、服装を整え、生徒手帳を携帯する。
- (4) 午後10時から午前5時までの間は、保護者の同伴なく外出をしない。
- (5) 友人宅等で外泊をしない。
- (6) アルバイトは、原則として禁止する。

3 交通安全・通学

- (1) 徒歩によるときは、次の事項を遵守する。
- ① 道路の右側端を整然と通行し、多人数が横に並ぶような歩き方はしない。
- ② 歩道、陸橋又は横断歩道がある所では、必ずそこを通行する。
- (2) 自転車に乗るときは、次の事項を遵守する。
- ① 道路交通法に違反（右側通行・2列並進・2人乗り・無灯火等）をせず、安全運転を心掛ける。なお、スマートフォン等の使用をしながらの運転、ヘッドホンを着用し音楽等を聴きながらの運転も違反である。
- ② 自転車通行に関する道路標識を厳守する。

- (8) 宿泊を要する行事に参加する場合。
- (9) 登山、キャンプ、スキー又は旅行（保護者を伴わない場合）等に参加する場合。
- (10) 海外への旅行、研修、留学をする場合。
- (11) 怪我などで、異なった服装をする場合。
- (12) スマートフォン等の通信機能をもった物品を校内で所持する場合。

5 届出事項

- (1) 欠席する場合は、午前8時から8時20分までの間に、原則として保護者が電話で届け出る。
- (2) (1)の場合、1週間以上の期間病欠欠席するときは、原則として医師の証明を必要とする。
- (3) 次に該当するときは、口頭又は文書によって学級担任に届け出る。
- ① 負傷その他の事故に遭遇した場合。
- ② 物品を拾得したり、盗難・紛失が生じた場合。
- ③ 公共物を破損した場合。
- ④ 家庭に災害又は不幸があった場合。
- ⑤ 忌引（父母…7日以内、祖父母・兄弟姉妹…3日以内、伯叔父母・曾祖父母…1日）に該当する場合。
- ⑥ 住所を変更した場合。
- ⑦ 寮・下宿・アパート等に入居し、通学する場合。
- ⑧ 保証人に変更があった場合。
- (4) 校外の各種団体に加入したり、その行事に参加する場合。

- ③ 自転車横断帯のある所では、そこを通行する。
- ④ 手信号、一時停止及び右大まわり等の交通法規の規定を遵守する。
- ⑤ 雨天時には、カップパを着用し、傘さし運転はしない。
- ⑥ 車体整備の不完全な自転車に乗らない。
- ⑦ 通学に利用する自転車は、必ず学校に届け出て登録番号票をつける。
- ⑧ 変形ハンドル及びミニサイクルの自転車は通学に使用しない。
- ⑨ 自転車通学を許可された者は、指定された自転車置き場に駐輪する。学校近隣へ無断駐輪をしない。
- (3) 学校の承認を受けないで、車両等の運転免許を取得しない。やむを得ない理由によって運転免許試験を受けようとするときは、保護者とともに学校に承認の願い出をする。

4 許可事項

次に該当するときは、所定の許可願書を提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 遅刻して、入室する場合。
- (2) 早退する場合。
- (3) 登校後やむを得ず外出する場合。
- (4) 校内で行事を企画、実施する場合。
- (5) 特別に、校舎・校具を使用する場合。
- (6) 文書・印刷物・ポスター等の掲示、配布、放送をする場合。
- (7) 学校行事等の準備のため校内に居残る場合。

6 学級週番

- (1) 学級週番は、各学級につき毎回輪番で2名ずつ、学級担任の指示をうけて服務する。
- (2) 学級週番は、服務期間中、自分の学級に関し、主として次の事項に留意し、適時適切な処置をとる。
- ① 教室や廊下・ベランダの管理、黒板や黒板ふきの整備、掲示物や清掃用具の整理整頓並びに空かん・バック類の始末等。
- ② 放課後、課外後及び教室移動時等の戸締り、消灯。
- ③ 受け持ち区域の清掃状況の点検。
- (3) 学級週番は、所定の学級日誌に所要事項を記入し、学級担任に提出して、検印をうける。
- (4) 学級週番が2名とも放課後まで学校に残留できないときは、他の残留者に任務の代行を依頼し、その旨を学級日誌に記録しておく。